

盛岡広域振興局長告示第79号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成25年10月18日

盛岡広域振興局長 杉原 永康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 1 工区 紫波郡矢巾町大字南矢幅第8地割100番1の一部、100番3の一部、101番2、102番2、103番2、104番1、104番2、105番1、105番2、106番1、106番2、107番5、113番1の一部、119番2、120番2、121番2、122番2の一部、190番1の一部、201番2の一部及び522番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
 - (1) 盛岡市南大通三丁目9番35号 株式会社寿広
 - (2) 盛岡市大通一丁目6番18号 株式会社サウス・ウイング